

大口町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 町長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとし、当該各号の事業の内容は別表に定めるとおりとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業に該当する次に掲げる事業（以下「第1号事業」という。）

ア 訪問型サービス

イ 通所型サービス

ウ 介護予防ケアマネジメント

(2) 法第115条の45第1項第2号に規定する事業に該当する次に掲げる事業（以下「一般介護予防事業」という。）

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第3条 第1号事業の対象となる者（以下「第1号事業対象者」という。）は、法第115条の45第1項に規定する被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要支援被保険者」という。）

(2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大

臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）により、第1号事業を利用することが適当と認められる者（以下「事業対象者」という。）

- 2 一般介護予防事業の対象となる者は、法第9条第1号に規定する第1号被保険者とする。

（第1号事業の利用の手続）

第4条 第1号事業対象者は、第1号事業を利用しようとするときは、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記様式）により、町長に届け出るものとする。

- 2 町長は、前項の届出書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該届出をした者に対し第2条第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を行い、その置かれている環境その他の状況に応じて事業が適切に提供されるよう、必要な援助を行うものとする。

（費用負担）

第5条 町長は、総合事業を利用する者に対し、当該総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

（指定事業者による第1号事業の実施）

第6条 町長は、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）による第1号事業（介護予防ケアマネジメントにあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）の実施をすることができる。

（第1号事業支給費の支給）

第7条 町長は、第1号事業対象者が指定事業者の事業所により行われる第1号事業を利用した場合において、当該第1号事業対象者に対し、当該第1号事業に要した費用について、法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費を支給するものとする。

（給付管理）

第8条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合は、予防給付の支給限度額の範囲内で予防給付と総合事業（指定事業者のサービスに限る。）を一体的に給

付管理するものとする。

- 2 事業対象者が指定事業者の行う事業を利用する場合は、要支援認定区分が要支援1の予防給付の支給限度額の範囲内で給付管理を行う。ただし、町長が特に必要と認める場合は、要支援2の限度額を上限とすることができる。

(高額介護予防サービス費等相当額の支給)

第9条 町は、指定事業者が行う事業について、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費及び第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(介護予防ケアマネジメントの委託)

第10条 町長は、介護予防ケアマネジメント(事業対象者に係るものに限る。)を地域包括支援センターに委託するものとする。

- 2 前項の規定により介護予防ケアマネジメントを委託された地域包括支援センターは、第1号事業対象者に代わって、第4条第1項の届出書の提出を行うことができる。

(事業の委託)

第11条 前条に定めるもののほか、町長は、総合事業(介護予防ケアマネジメントにあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。)の実施を法第115条の47第4項に規定する基準に適合する者に委託することができる。

(費用の助成)

第12条 町長は、別に定めるところにより、総合事業(介護予防ケアマネジメントを除く。)を実施するものに対し、当該事業の実施に係る費用を助成することができる。

(指導及び監査)

第13条 町長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者、第11条の規定により委託を受けて総合事業を実施する者及び前条の規定により助成を受けて総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

- 2 前項の指導及び監査について必要な事項は、町長が別に定める。

(その他必要事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成29年3月10日 大口町告示第10号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日 大口町告示第23号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第35号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の大口町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定により作成された諸様式は、所要の修正を加え、当分の間、使用することができる。

別表（第2条関係）

1 第1号事業

事業構成		事業名	内容	単価
類型	サービス種別			
第1号訪問事業（訪問型サービス）	訪問型サービス（従前相当）	訪問介護相当サービス	訪問介護員による身体介護・生活援助を行う。（訪問介護と同様のサービスを行う。）	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に定める大口町の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
	通所型サービス（従前相当）	通所介護相当サービス	通所介護施設で必要な日常生活上の支援を行う。 （通所介護と同様のサービスを行う。）	10円に単価告示に定める大口町の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
		<u>通所型サービス（多様なサービス）</u>	<u>通所型サービスA</u>	<u>通所介護施設において、現行相当のサービス基準を緩和した基準で必要な日常生活上の支援を行う。</u>
		<u>通所型サービスC</u>	<u>通所介護施設において、医療・介護等専門職の支</u>	<u>別に定める。</u>

			援を受けて、運動器の機能向上若しくは認知機能の維持改善を図るため、6か月以内の短期間で集中して支援を行う。	
第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	略	略	略	略

2 一般介護予防事業

事業名	内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へとつなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業に定める目標値の達成状況等の検証を踏まえ、一般介護予防事業の事業評価を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを強化するために、通所、訪問、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

